

～新温泉町空き家リフォーム補助金～

空き家の利活用と移住定住促進のため、空き家のリフォーム・家財道具処分に要する費用の一部を助成します。

○対象となる経費

住宅の改修・補修、水回りの改修、サッシ等の交換、クロス張替、オール電化、住宅内部のクリーニング費用、不要な家財道具等の運搬及び処分など。
※電気製品や家具・業務設備等の購入設置、庭・敷地等の工事は対象外です。

○補助対象者

次のいずれの要件も満たしていること。

- ①次のいずれかの要件を満たす方
 - ・町内に空き家を有する方
（空き家：建築後10年以上で、居住し、又は利用していないもの）
 - ・町内の空き家を利用する方（所有者に改修工事等の同意を得ている方）
- ②改修箇所について他の助成金を町から受けていないこと（定住促進、介護保険、景観形成、再生可能エネルギー等）
- ④町税を滞納していないこと。

○補助の要件

下記の要件をすべて満たしていること。

- ①新温泉町内に店舗等を有する業者を利用して施工すること。（自社の施工を除く）
- ②工事費用が50万円以上のもの（改修工事の場合）
※賃貸住宅（恒常的に物件を第三者に賃貸している住宅又は集合住宅）や解体のみの工事は対象となりません。
- ③新温泉町空き家バンクに登録している又はリフォーム完了後1ヶ月以内に登録する空き家
- ④申請日の属する年度内に完了すること。
- ⑤補助金は、同一空き家又は同一人に対し、補助金の区分ごとに1回を限度とする。

○補助金の額

- | | |
|---------|---|
| ・改修工事 | 費用の1/10（上限額50万円） |
| ・家財道具処分 | <u>費用の1/2（上限100万円）</u> ※賃貸登録の空き家対象
費用の1/2（上限額10万円） |

○申請手続

補助金の申請方法は、下記のとおりです。

事業に着手する前に町へ補助金申請書を提出する必要があります。

- ◆申請するとき・・・着手前に申請書（見積書写し・位置図・着手前写真を添付）を提出
※空き家の利用者の場合、所有者の同意書を添付
- ◆請求するとき・・・完了後に実績報告書（領収書写し・完了後写真を添付）を提出